

京都府からのお知らせ（お問合せは京都府まで）

ピロリ菌除菌治療への 費用助成を行います！！

健康診断や市町村実施のABC検査・ピロリ菌検査などでピロリ菌感染が判明し、保険適用で一次除菌治療を行った方

京都府から治療費を助成する制度があります。
上限：2,000円

治療のための診察料や、一次除菌のお薬代、除菌治療後の判定検査費の領収書・診療明細書（写し）などとあわせて、申請書を提出してください。

- ※ 自覚症状があつて、診察を受けた方は対象となりません。
- ※ 保険適用治療のためには、胃内視鏡検査を経る必要があります。
- ※ 助成対象治療時期は平成29年4月以降です。

提出・お問合わせは

京都府健康福祉部健康対策課がん対策担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-4766

胃がんの主な原因とされる菌です。除菌しない限り消滅しません。

申請書のダウンロード他、詳細は

京都府HP（<http://www.pref.kyoto.jp/gan/pyro.html>）から

ピロリ菌とは

ピロリ菌助成事業 Q & A



一次除菌治療が**不成功**でも、助成金の申請をすることができますか？

できます。

ただし、助成対象となるのは一次除菌治療に要した費用のみであり、2回目以降の治療費用は対象になりません。



胃の痛みがあり、**病院で診察**を受けたところ、ピロリ菌に感染していることが分かりました。
助成金の申請をすることができますか？

できません。

自覚症状が無い状態で、検査や人間ドックを受けて、ピロリ菌に感染していると分かった方が助成の対象です。



一次除菌治療とは、どのような治療をいうのですか？

この事業では、**1回目のピロリ菌除菌薬の処方、その服用、服用後の結果判定まで**を「一次除菌治療」の内容としています。



詳しくは… **京都府健康福祉部 健康対策課 がん対策担当** まで

TEL : 075-414-4766

ホームページ : <http://www.pref.kyoto.jp/gan/pyro.html>